

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和4年8月31日
福岡市東部農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、平成30年10月30日より、一部のお客さまを対象に、JA貯金口座でのお取引を制限させていただいております。

近年、犯行グループが被害者を金融機関内のATMへ誘導、携帯電話を介してATMの操作を指示して、貯金を騙し取るなどの還付金詐欺が急増しており、被害者の年齢等を踏まえ、下記のとおり対象となるお客さまを変更させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

【令和4年10月18日まで】

過去3年以上、JA貯金口座でのお取引がない満70歳以上の個人のお客さま

【令和4年10月19日より】

過去3年以上、JA貯金口座でのお取引がない満65歳以上の個人のお客さま

2 利用制限について

上記1. に該当するお客さまは、ATMでのJAバンクキャッシュカードおよび通帳を利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を0円に制限させていただきます。

3 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある店舗窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ
福岡市東部農業協同組合
(092) 621-4664